

平成27年度の制度改革について

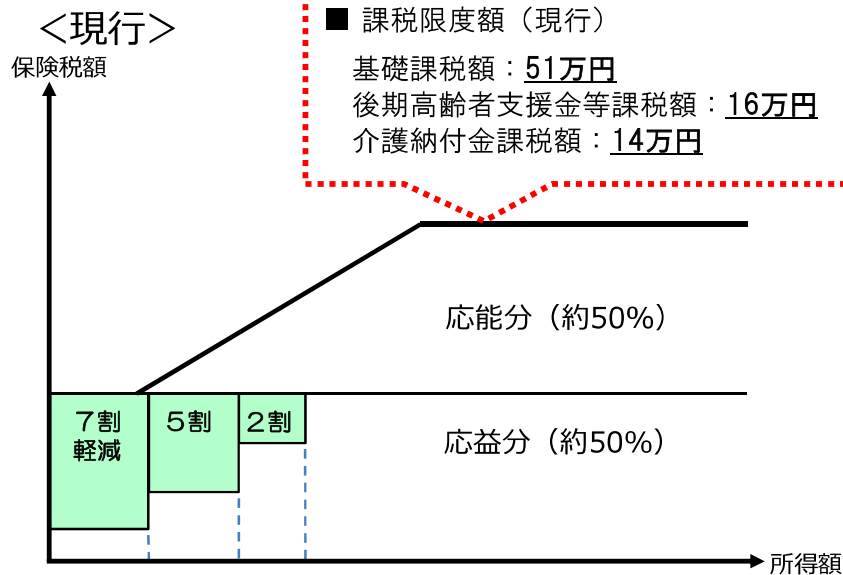
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

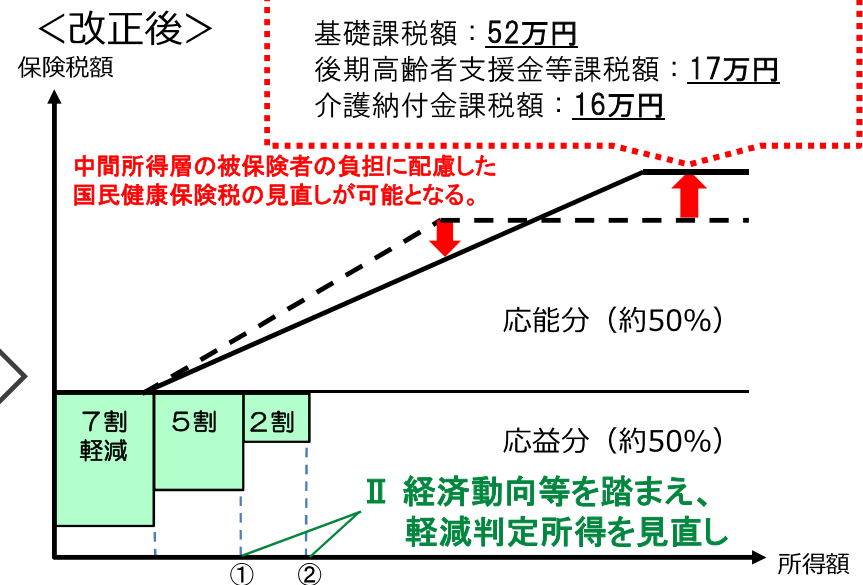
要望概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を見直す。
- II 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

要望内容



- 軽減判定所得（現行）
- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
  - 5割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)＋24.5万円×(被保険者数\*)
  - 2割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)＋45万円×(被保険者数\*)



- 軽減判定所得（改正後）
- ① 5割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)＋26.0万円×(被保険者数\*)
  - ② 2割軽減基準額  
 ＝基礎控除額(33万円)＋47万円×(被保険者数\*)

\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

## 国民健康保険への財政支援の拡充

○ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。

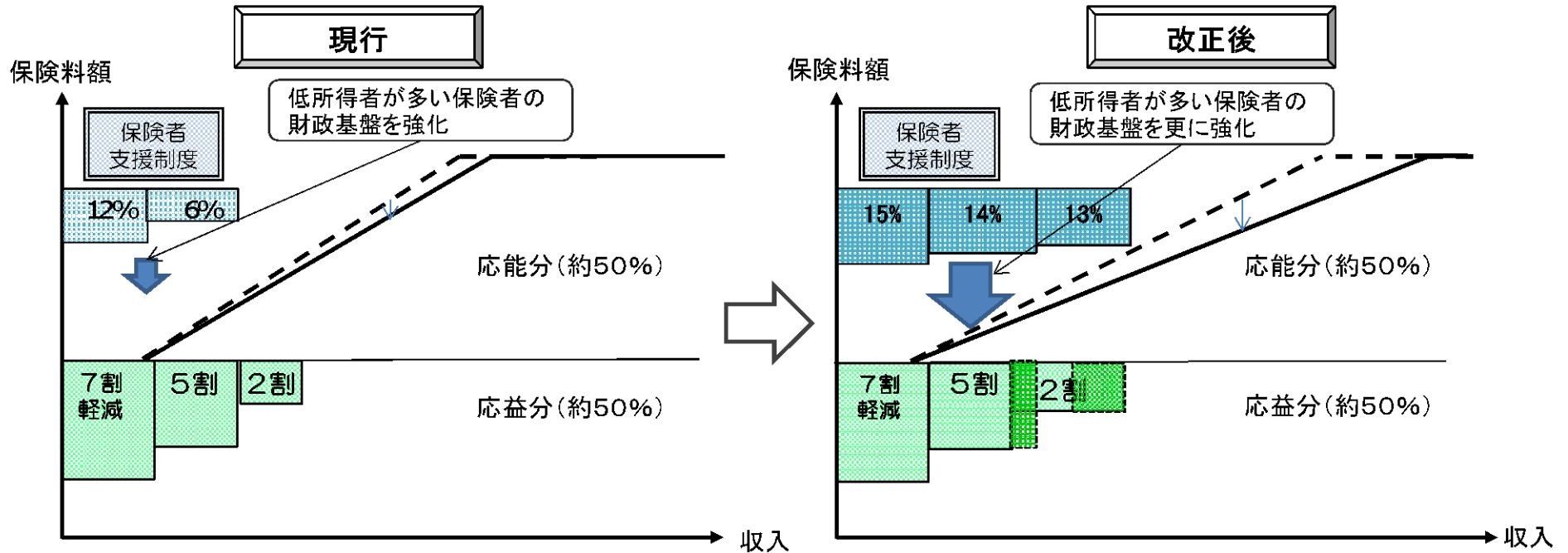
《拡充の内容》

- ① 現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても、財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大する。
- ② 現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げる。
- ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に改める。  
※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額

【現行】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料**収納額**の12% (7割軽減)、6% (5割軽減)

【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料**算定額**の15% (7割軽減)、14% (5割軽減)、13% (2割軽減)

※ 所要額(公費) 1,664億円(国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)



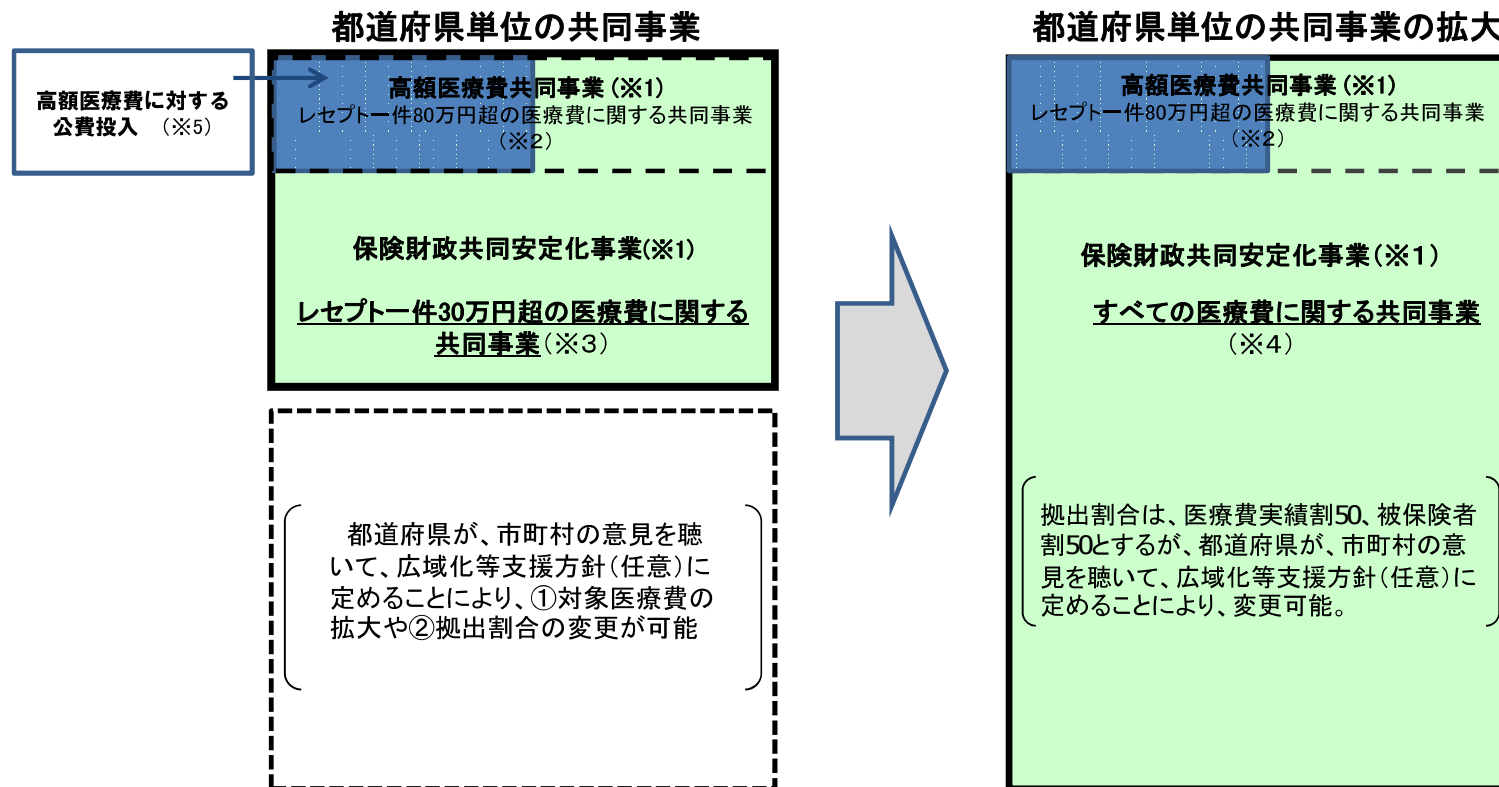
財政運営の都道府県単位化の推進

○ 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

【現行】

【改正後】



※1 いずれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置

※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。

※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円(自己負担相当分)を控除した額を対象としている。

※4 自己負担相当額等を除く。

※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

## 退職者医療制度について

### 退職者医療制度とは

従前、被用者保険に加入している事業所を退職した高齢退職者は、退職後、一部の人を除いてほとんどの人が国保に加入していたため、国保にとっては重い医療費の負担となっていました。この保険者間の不均衡を是正するため、その医療給付費は、これらの者が負担する保険料(税)と被用者保険の保険者からの拠出金をもって賄うこととし、昭和59年に退職者医療制度が創設されました。

※退職者医療制度は、平成20年4月に新たな高齢者医療制度へ移行し廃止となりましたが、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、退職者医療制度を存続させる経過措置が取られておりました。

平成27年度からは、対象者の新規適用が廃止となりますが、平成26年度までに適用となった方が65歳に到達するまで制度は存続します。

### ○一般被保険者

退職被保険者等以外の被保険者の方です。

### ○退職被保険者等

厚生年金・共済年金などの被用者年金の加入期間が20年以上(または40歳以降に10年以上)あって、老齢厚生(退職共済)年金、老齢(退職)年金、通算老齢(退職)年金などの支給を受けている方及びその被扶養者で65歳未満の方です。

### ○保険料(税)及び給付

保険料(税)の計算方法及び給付につきましては、退職被保険者等と一般被保険者との違いはありませんが、退職者医療制度が適正に適用されないと、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、保険料負担の余分な増加につながります。

### ■被保険者区分

